VI 地域福祉のネットワークづくりに向けた取り組み

地域の福祉課題の解決に向けた取り組みを進めていくにあたっては、地域 福祉を進める様々な機関・団体間のネットワークを構築することが大切です が、そのためには、基盤となる地域資源、すなわち「ヒト(団体)」、「モノ(設 備・施設)」、「カネ(財源)」が必要となります。また、地域福祉の基盤とし て、権利擁護や生活困窮者への対応、福祉情報の提供、人材育成なども重要 な課題です。

こうした地域福祉を進めるための基盤の整備などについては、以下のとおり取り組みます。

1 地域住民による小地域福祉活動の推進

(1) 小地域福祉活動推進組織の設置・運営

① 現状

現在、身近な地域でその地域の福祉課題を解決することを目的に、 地域の各種団体、民生委員・児童委員、当事者、ボランティアなど が連携して、大字又は町内会・自治会を単位に7ヵ所に小地域福祉 活動推進組織が設置され、助けあいや交流事業が活発化しています。 広く住民の参加を促進し、助けあいの輪を広げ、新たな地域課題に 柔軟に対応できるよう、関係団体のネットワークづくりと活動の活 性化が期待されています。

② 取り組みの方向

各小地域福祉活動推進組織設置圏域に「小地域福祉活動推進組織」 を設置し、地縁を通した助けあい活動を中心に地域の福祉課題の解 決に向けて取り組みます。

住民	○町内会・自治会をはじめ生活関連分野の各種団
各種団体	体や地域のボランティアは相互に協力し、積極
	的に小地域福祉活動推進組織の設置・運営に参
	画します。
民生委員・児童委員	〇民生委員・児童委員活動が効果的に実施される
	よう、小地域福祉活動推進組織に所属又は連携
	します。
社会福祉協議会	○「小地域福祉活動推進組織補助金」及び各種助
	成金による活動資金の支援や職員の派遣、情報

	提供などを通して、小地域福祉活動推進組織の
	組織化及び運営の支援を行います。
	○「小地域コーディネーター)」をはじめ小地域
	福祉活動の担い手を育成します。
葉山町行政	○小地域福祉活動推進組織の専用拠点の確保を
	支援します。

(2) 小地域における助けあい活動の充実

現状

葉山町では民生委員・児童委員の相談活動に加えて、町内会・自治会や小地域福祉活動推進組織において、見守りや有償・無償の家事支援活動が実施されています。助けあいの活動は地域の福祉課題を把握するためにも有効であることから、小地域福祉活動における個別支援活動の一層の普及が期待されていますが、守秘義務などの理由から同じ地域内においても関係者の連携が不十分であることが課題です。

② 取り組みの方向

ア 小地域福祉活動推進組織設置圏域における小地域福祉活動推進 組織を中心とする助けあい活動(個別支援活動)の普及を図りま す。

イ 民生委員・児童委員、町内会・自治会、小地域福祉活動推進組 織の連携を促進します。

小地域福祉活動推	○有償又は無償の支援者を登録し地域住民の困
進組織	りごとの解決を支援します。
	○助けあいの活動などから地域の福祉課題を把
	握し、新たな福祉活動の企画・立案を行います。
民生委員·児童委員	○身近な相談役として住民の困りごとを受け止
	め、小地域福祉活動推進組織の助けあい活動と
	連携し、対象者を支援します。
ボランティア・市民	○対象者の支援にあたり、必要に応じて小地域に
活動団体	おける助けあい活動と連携します。
福祉サービス事業	○生活問題の解決を支援するため、必要に応じ
所	て小地域における助けあい活動と連携しま
	す。

社会福祉協議会	○全ての地域で助けあい活動が行われるよう小
	地域福祉活動推進組織が行う助けあい活動の
	企画、人材育成、活動資金の支援、関係者と
	のネットワークづくりなどを側面的に支援し
	ます。
葉山町行政	○小地域における助けあい活動と専門職が連携
	できるよう連携体制を作ります。

参考

葉山町における小地域福祉活動推進の経緯

平成8年

社会福祉協議会理事会事業部会にて住民が主役になり、よりきめ細かい助けあい活動を行う小地域福祉活動の重要性を協議

平成 11 年 3 月

「小地域ネットワーク推進検討委員会」報告により社会福祉協議会は正式に小地域福祉活動を推進することを決定

平成11年4月~平成13年3月

小地域福祉活動モデル地区指定事業 三ヶ浦ボランティア同志会、葉桜自治会、一色第3 町内会、木古庭福祉活動委員会の4地区が2年間のモデル事業を実施

平成 11 年 7 月

地区割り、推進体制、財源及び社協の支援体制を検討し、小地域福祉活動推進計画を策定する「小地域福祉活動推進委員会」を設置

平成 13 年 4 月

葉桜自治会に有償家事支援活動と子育て支援を行う「葉桜福祉センター」を設立

平成 13 年 5 月

「小地域福祉活動推進計画」策定。小地域福祉活動推進に関する社会福祉協議会の方針が定められる。

平成14年4月

ミニデイサービスの前身となる「一人暮らし高齢者会食会・ふれあいいきいきサロン事業」 開始

木古庭地区に小地域福祉活動推進組織「木古庭福祉活動委員会」(平成 15 年に「木古庭福祉委員会」に改名)正式発足

平成 14 年 5 月

社会福祉協議会に小地域福祉活動推進組織の財政支援を行うことを目的に「小地域福祉活動推進組織活動補助金」創設

平成 15 年 4 月

活動の財源となる「一人暮らし高齢者会食会・ふれあいいきいきサロン事業」を見直し、60歳以上を対象とする孤立と介護予防を目的とした葉山町行政の委託事業「葉山町生きがい

ミニデイサービス事業」として再スタート。

平成15年9月~平成23年3月

小地域福祉活動推進組織未設置の地区の小地域福祉活動を支援するため「広がれ小地域福祉活動応援事業」実施。主に子ども会復活の設立準備に活用された。

平成 17 年 4 月

「ふれあいいきいきサロン助成事業」スタート。対象に制限を設けず、葉山町生きがいミニデイサービスの対象とならないサロン活動の支援を開始

平成 18 年 4 月

上山口地区に小地域福祉活動推進組織「上山口福祉活動推進委員会」設立

平成 22 年 5 月

下山口町内会に小地域福祉活動推進組織「下山口町内会福祉部」設立。平成24年4月には町内会から独立し「下山口福祉活動きづなの会」として再スタート。

平成 23 年 4 月

「広がれ小地域福祉活動応援事業」の廃止を受け、子ども会の復活、設立を支援するため 「子ども会設置支援事業」開始

小地域福祉活動推進組織などが行う個別支援活動を支援するため「小地域見守り・支え あい活動助成事業」開始(平成29年4月に年末たすけあい運動助成事業に統合)

平成 23 年 11 月

イトーピア地区に小地域福祉活動推進組織「イトーピア福祉友の会」設立

平成 24 年 4 月

堀内地区に小地域福祉活動推進組織「堀内地区小地域福祉活動懇話会」設立

平成 24 年 7 月

市川麗子氏からの社会福祉協議会への寄付金を活用し、「災害時要援護者ネットワークづくり事業」開始。町内会・自治会を中心に孤立防止のための訪問活動が始まる。

平成 26 年 4 月

社会福祉協議会に「はやま住民福祉センター」設置。地域福祉総合相談事業及び地域支援は地区担当制となる。

平成27年4月

小地域福祉活動推進組織関係者の情報交換と担い手の育成を目的に「小地域福祉活動推進 組織連絡会」設置

平成 27 年 5 月

一色地区に小地域福祉活動推進組織「一色地区福祉の輪「ぬくもり」の会」設立

平成 27 年

福祉相談において地域の助けあい活動と専門職との連携体制を作るため、逗子市・葉山町 の社協と行政が協働でコミュニティソーシャルワーク基礎研修を実施

平成 28 年 8 月

「年末たすけあい運動助成事業」開始。小規模助成と一般助成を創設し、平成 29 年4月 には「小地域見守り・支えあい活動助成事業」と「ボランティア・市民活動助成事業」が統合される。

2 町域・広域で実施するボランティア・市民活動

(1) ボランティア・市民活動の推進

① 現状

葉山町社会福祉協議会には 45 のボランティア・市民活動団体、104 人の個人ボランティアが登録しています (平成 28 年 10 月現在)。このような団体や個人の持つ特技や専門性は地域福祉を推進するうえで重要な役割を果たしています。

活動にあたっては生活問題を抱える人と担い手をつなぐコーディネート機能が重要です。

② 取り組みの方向

特技や専門性、住民のボランティア精神に基づく活動、生活問題を抱える当事者が中心となる活動、企業の社会貢献活動などの活性化を図るとともに、コーディネート機能の強化を図ります。

③ 具体的な取り組み

	··- /
住民	○生活問題や地域の福祉課題解決のため、自主性と
	ボランティア精神に基づく住民主体の福祉活動
	を行います。
社会福祉協議会	○ <u>ボランティア・市民活動 ^(※4)</u> を行う個人や団体
	を把握し、登録したうえで支援を必要とする人と
	の間に立ちコーディネートを行います。
	○地域課題に対する新たな活動が展開されるよう
	住民や企業が行うボランティア活動等の企画・立
	案・運営に対する支援を行います。
	○年末たすけあい運動の募金を財源に民間非営利
	団体が実施する助けあい活動への助成を行いま
	す。
葉山町行政	○介護保険制度(地域支援事業B型サービス)の財
	源などを活用してボランティア・市民活動などの
	活動拠点の確保の支援を行います。

(※4) ボランティア・市民活動:地縁による住民活動とは対照に、関心を持つ課題やテーマをもとにしたボランティアや当事者などの活動。葉山町域を範囲とする活動が多いが、小地域や広域で活動する団体もある。

(2) ボランティア・市民活動の連携体制づくり

① 現状

多くのボランティア・市民活動が行われる中、様々な専門性や特技を生かした活動のネットワークは地域福祉推進の新たな可能性を 見出します。

「インフォーマル会議 (**5)」はボランティア・市民活動の連携を図るために定期的な情報交換を行っており、平成 28 年度からは小地域福祉活動推進組織を含めたネットワークづくりを始めました。

(※5)インフォーマル会議:町内で活動する NPO (法人格のない団体も含む) が定期的に集まり、情報交換や協働の取り組みを企画するための会議

② 取り組みの方向

「インフォーマル会議」を中心にボランティア・市民活動と地縁型組織である小地域福祉活動推進組織が日頃の活動で連携できる体制を作ります。

③ 具体的な取り組み

ボランティア・	○インフォーマル会議を定期開催し、顔が見える
市民活動団体	関係づくりを行うとともに、必要に応じて協働
	事業を実施します。
小地域福祉活動	○小地域福祉活動推進組織連絡会を通して、イン
推進組織	フォーマル会議と積極的に交流を図ります。
社会福祉協議会	○インフォーマル会議で実施する協働事業の企
	画・立案に協力します。

(3) 災害ボランティアセンターの設置運営

① 現狀

第3次葉山町地域福祉活動計画の重点事業として葉山災害ボランティアネットワーク(HSVN)と社会福祉協議会により「葉山災害ボランティアセンター設置・運営指針」及び「葉山災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定し、HSVN、葉山町赤十字奉仕団、葉山町行政、社会福祉協議会が平常時からの連携体制を作るための「葉山災害ボランティアセンター連携会議」を定期開催し、毎年度「葉山災害ボランティアセンター設置・運営訓練」を実施しています。

② 取り組みの方向

葉山町が大規模災害に被災した時に、「**葉山災害ボランティアセン**

ター (6)**」を設置します。また、災害時に葉山町内外の災害救援ボランティアのコーディネートが実施できるよう、平常時の活動を行います。

③ 具体的な取り組み

-	
葉山災害ボラン	○災害救援ボランティアの発掘と育成を行います。
ティアネットワ	○社会福祉協議会と協働で災害ボランティアセン
ーク (HSVN)	ター設置・運営指針及び災害ボランティアセンタ
	一設置・運営マニュアルの改訂を行います。
	○災害時には社会福祉協議会と共に葉山災害ボラ
	ンティアセンターの設置・運営を担います。
葉山町商工会	○災害時に「はやまステーション」の一部を葉山災
	害ボランティアセンターの拠点として提供しま
	す。
社会福祉協議会	○HSVN と協働で葉山災害ボランティアセンター設
	置・運営指針及び葉山災害ボランティアセンター
	設置・運営マニュアルの改訂を行います。
	○「葉山災害ボランティアセンター連携会議」を開
	催し、ボランティア、社会福祉協議会、葉山町行
	政が平常時より連携できる体制を作ります。
	○災害時には葉山災害ボランティアセンターの設
	置主体となり HSVN と連携してセンターの運営
	を行います。
葉山町行政	○拠点の確保、活動資金や物資の確保に関して葉山
	災害ボランティアセンターの運営に協力します。

(※6) 葉山災害ボランティアセンター: 葉山町が大規模災害に被災した際に社会福祉協議会が HSVN と協働で設置する。災害救援ボランティアなど外部中心の救援活動から地域住民主体のまちづくりへ移行するまでの間、葉山町災害対策本部と連携し災害救援ボランティア活動の中核となり、災害により発生した生活問題などに対応するため葉山町内外の災害救援ボランティアの受け入れコーディネートを担う。

3 地域福祉を支える福祉関係活動者・団体

(1) 民生委員·児童委員、主任児童委員

① 現状

民生委員・児童委員、主任児童委員は、民生委員法及び児童福祉法により厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、担当地区を持ち、無給で住民の見守りや訪問活動、また、行政など専門機関へのつなぎ役や福祉サービスの情報提供などの住民の相談・支援活動を行うほか、関係機関、団体との連携、情報交換、研修、地域福祉活動などを行っています。

近年、住民の高齢化などの影響による業務量の増加により負担が 大きくなり、担い手を探すことも困難となっています。

また、住民や地域福祉活動の関係者などとの連携が求められますが、守秘義務により地域福祉活動を行う者との情報共有を図れないことが大きな課題となっています。

② 取り組みの方向

民生委員・児童委員は、地域福祉推進の要として、住民に最も身近な相談窓口として近隣住民の相談に応じ、情報提供や支援などを行うとともに、町内会・自治会、小地域福祉活動推進組織などの関係団体や社会福祉協議会、葉山町行政と連携した福祉のまちづくりの推進などの役割が期待されます。

住民	○民生委員・児童委員は、地域に最も身近な相談
小地域福祉活動推	窓口であり、各種行政機関などとのパイプ役で
進組織 など	あることを認識し、情報の共有を図ります。
社会福祉協議会	○民生委員・児童委員が支援で孤立しないよう連
	携し、活動の支援を行うとともに、地域の課題
	を把握し、協力して新たな社会資源の開発に取
	り組みます。
葉山町行政	○民生委員児童委員協議会の事務局として、民生
	委員・児童委員の存在と役割を住民に理解して
	もらえるよう PR を行います。
	○情報共有の課題など民生委員・児童委員が活動
	を行ううえでの諸課題の解決が図られるように
	努めます。

(2) 社会福祉協議会

① 現状

社会福祉協議会は、公私の福祉関係者からなる地域福祉を推進する民間の団体として、地域福祉総合相談事業などにより把握した住民の生活問題を基礎に、住民主体の福祉活動を推進する中核としての役割を担う団体で、小地域福祉活動やボランティア・市民活動など住民主体の地域福祉活動を推進しています。

② 取り組みの方向

地域福祉推進の中核的役割を発揮するため、地域福祉総合相談事業を中心に一人ひとりの生活問題を原点に、葉山町行政などと連携しながら幅広い住民の参加を得て小地域福祉活動やボランティア・市民活動といった住民のほか、社会福祉法人、企業や商店といった民間が行う地域福祉活動の振興を図ります。

住民	○会員として、各種委員会や役員として、社会福
地域福祉関係団	祉協議会の経営や事業に参画します。
体	
神奈川県共同募	○共同募金の配分金を通して、財源面で社会福祉
金会葉山町支会	協議会の地域福祉活動を支えます。
葉山町行政	○生活支援や介護予防の体制整備、コミュニティ
	ソーシャルワーカーの配置など、葉山町社会福
	祉協議会と連携して地域福祉を推進します。

4 地域福祉を推進するための財源

(1) 地域福祉の財源

① 現状

住民主体の福祉活動では会費、寄付金、利用者負担金、町内会・ 自治会からの援助、バザー収入などにより自主財源を確保してお り、活動内容によっては社会福祉協議会の補助金、助成金、委託 金、葉山町行政からの助成金が活用されています。

神奈川県共同募金会葉山町支会による共同募金(赤い羽根募金 及び年末たすけあい募金)は社会福祉協議会を通じて地域福祉を 推進するための財源として活用されています。

社会福祉協議会は、葉山町行政の補助金や委託金のほか、会費、 共同募金、寄付金、基金の運用益などにより運営しています。

② 取り組みの方向

社会福祉協議会は地域福祉を推進する中核となる団体であり、会費、寄付金、基金の運用益や共同募金などによる財源のほか、葉山町行政からの補助金を財源として運営します。

住民主体の地域福祉活動は自主財源による活動を基本とします。 しかし、新たな活動発足時の資金確保や、福祉課題はあるものの収 入の期待できない活動を推進するため、社会福祉協議会は共同募金 や寄付による収入を積極的に確保するとともに、各種助成金などの 創設を行います。

住民	○住民主体の地域福祉活動を実施するため、自主
	財源の確保と併せて社会福祉協議会及び各種民
	間活動助成金を利用し、活動財源の確保に努め
	ます。
神奈川県共同募	○葉山町社会福祉協議会及び地域住民主体の地域
金会葉山町支会	福祉活動の財源を確保するため、共同募金運動
	(赤い羽根募金運動及び年末たすけあい募金運
	動)を実施します。
社会福祉協議会	○会費や寄付金、基金の運用益による自主財源の
	確保を行うとともに、住民主体の地域福祉活動
	への補助及び助成を行います。
	○「年末たすけあい運動財源活用委員会」を設置
	し、年末たすけあい募金を活用した年末たすけ

	あい運動助成の審査のほか、年末たすけあい募
	金の使途全般を検討します。
葉山町行政	○地域福祉推進の中核となる葉山町社会福祉協議
	会の活動が円滑に実施されるよう人件費などの
	財政支援を行います。
	○住民主体の地域福祉活動を実施する団体などに
	介護保険制度(総合事業)などを活用して活動
	資金に関する支援を行います。

5 地域福祉を進める基盤づくり

1から4の取り組みを進めることと併せて、次の(1)~(4)についても地域福祉を進めるうえでの重要な基盤づくりとして取り組みます。

(1) 権利擁護

① 現状

一人暮らし世帯や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の増加、身体・知的・精神障害者などの在宅生活の重点化が進むなかで、振り込め詐欺や悪徳商法などの被害、身体的・精神的な虐待、差別、必要な情報の入手や内容の理解の難しさ、契約に基づく福祉サービスの利用の難しさ、日常的な金銭管理や適正な財産管理の難しさなどの生活問題が見受けられます。判断能力が不十分なことで正しい判断が難しい住民は今後ますます増えていくものと考えられます。

こうした方々が地域で安心して尊厳のある生活を送るためには、 社会的に少数の生活問題を抱える住民への偏見をなくし、その人の 立場に立った権利を擁護するための合理的かつ多様で総合的な支援 が必要です。

② 取り組みの方向

判断能力が不十分な認知症高齢者や身体・知的・精神障害者、児童などの尊厳と権利が守られ、虐待の防止や早期発見を図り、その人らしい日常生活を安心・安全に送れるよう、成年後見制度 (**7) や 日常生活自立支援事業 (**8) などの福祉サービスや制度の利用促進と利用支援を中心とする権利擁護支援の仕組みづくり、制度などの積極的な周知、人権に関する問題の正しい理解促進のための学習・研修を行います。

(※7) 成年後見制度:認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が不十分な方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをして、本人の権利を守り支援をしてくれる人(後見人・保佐人・補助人)を付けてもらい、法律的に支援する制度

(※8) 日常生活自立支援事業: 葉山町社会福祉協議会が神奈川県社会福祉協議会から事業の一部を受託し、判断能力が不十分な認知症高齢者や障害者などを対象に、①福祉サービスの利用援助(福祉サービスの利用手続きや利用料の支払いなど)、②日常的金銭管理サービス(日常の預貯金の出し入れや公共料金などの支払いなど)、③書類等預かりサービス(定期預金の通帳・印鑑・有価証券などのお預かり)、④権利擁護専門相談(弁護士による権利擁護に関する専門相談)を

行う事業

③ 具体的な取り組み

住民、民間	○高齢者・障害者・児童などに対する虐待の発見と
	葉山町行政など専門相談窓口への通報を行いま
	す。
社会福祉協議会	○「地域福祉総合相談事業」により本人の立場に立
	った相談支援を行います。
	○「日常生活自立支援事業」での利用者との契約に
	よる、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サ
	ービス、書類等預かりサービスを行います。
	○弁護士による「権利擁護専門相談」を行います。
葉山町行政	○成年後見に関する事業を目的とする NPO 法人や
	一般法人などの協力を得て、無料相談会の実施や
	周知活動などを行います。
	○認知症高齢者や障害者などの権利が守られるよ
	う、成年後見制度などの啓発や研修会を行いま
	す。
	○「日常生活自立支援事業」の安定的な運営のため
	の財源確保と事業費の補助を行います。
	○「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」を
	中心とする権利擁護支援体制づくりを進めます。
	○医療・保健・福祉・教育・警察・医師などの関係
	機関で構成する「 要保護児童対策地域連絡会議^{(※}
	9)」にて、児童虐待の防止や早期発見・早期対応
	を行います。

(※9) 要保護児童対策地域連絡会議:虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童やその保護者などの早期発見や虐待の未然防止、子どもの適切な保護や支援の内容に関する情報交換を行う連絡会議

(2) 生活困窮者の支援

現状

平成 28 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され、神奈川県社会福祉協議会は生活困窮者を支援するため、独自のかながわライフサポート事業 (**10) を活用しながら神奈川県の委託事業として自立相談支援事業 (**11) を実施しています。

ハローワーク横浜南は、神奈川県鎌倉保健福祉事務所、葉山町社

会福祉協議会、葉山町行政と協働で、葉山町福祉文化会館にて障害 や引きこもりなど多様な福祉問題に総合的に対応できる隔月の巡回 相談を実施しています。

福祉事務所機能を神奈川県が担う葉山町においては、生活困窮者 支援に多様な機関が関わるため、事業の周知や関係者の連携が重要 です。

(※10) かながわライフサポート事業: 神奈川県社会福祉協議会と県内の社会福祉 法人が、高い公益性と相談援助の専門性を活かして、制度の狭間にある人や必 要なサービスを受けられない人たちに対する緊急的な相談支援を行う事業

(※11) 自立相談支援事業: 生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口です。生活困窮者の抱えている生活問題を適切に評価・分析(アセスメント)し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行う

② 取り組みの方向

様々な理由で生活困窮に陥った方、生活困窮に陥る恐れのある方が、できる限り地域で必要な支援を受け、孤立せず自立した生活が送れるよう、経済的な自立だけではなく生活困窮となった背景にある社会参加のしづらさなどの解決も併せて支援します。

の 共作がな以うMoグ	
神奈川県社会福祉	○「かながわライフサポート事業」と併せて各種
協議会	相談窓口と連携して「自立相談支援事業」を実
	施します。
	○「葉山町自立相談支援事業連絡会」を定例開催
	し、生活困窮者支援に関係する相談窓口などが
	情報共有を行うとともに、事例検討によるスキ
	ルアップや社会資源の開発を行います。
葉山町社会福祉協	○「 <u>地域福祉総合相談事業 ^(※12)</u> 」の中で、「自立
議会	相談支援事業」の利用支援を行うとともに、生
	活困窮者が地域で孤立しないよう住民主体の地
	域福祉活動の活用などの支援を行います。
	○「 <u>生活福祉資金 ^(※13)</u> 」などの貸付事業や「 <u>緊急</u>
	<u>一時支援事業 (※14)</u> 」などにより、生活困窮者の
	一時的な生活支援を行います。
神奈川県鎌倉保健	○生活保護受給者及び生活保護に関する相談者に
	I
福祉事務所	対して、必要に応じて「自立相談支援事業」そ

	の他必要な支援に結びつけます。
ハローワーク横浜南	○関係機関と連携して生活困窮者を対象とした出
	張就労相談「巡回相談」を実施し、生活と就労
	の一体的な相談が受けられる環境を作ります。
葉山町行政	○高齢・児童・障害その他各種生活相談や地域か
	らの情報をもとに把握した生活困窮状態の人を
	「自立相談支援事業」その他必要な支援に結び
	つけます。

(※12)地域福祉総合相談事業: 葉山町社会福祉協議会が独自に行う総合相談事業で、地区担当の社会福祉士「コミュニティソーシャルワーカー」が制度の隙間にある人にも対応できるよう対象者を定めず、また、SOS を出せない(出さない)人に対して出向いていく寄り添い型の相談を行い、住民主体の地域福祉活動の活用を中心に、公的サービスの利用も支援する総合相談事業です。また、相談内容から地域課題を把握し、住民や葉山町行政などとともに必要な社会資源を作り上げる役割もある。

(※13) 生活福祉資金: 葉山町社会福祉協議会が神奈川県社会福祉協議会から事業の一部を受託し、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯などに対して、就労に必要な技術習得のための資金、就学に必要な資金、住宅改修に必要な資金、その他一時的に必要な資金などを低利又は無利子で貸し付ける制度

(※14) 緊急一時支援事業: 葉山町社会福祉協議会が、地域福祉総合相談事業を行う中で生活問題を抱えながら制度の対象外となる人、関係者の関わりや福祉サービスの利用を拒否する人、障害などで自己管理能力が不十分な人など、一時的に生活が困窮している人に対して、食料や日用品の提供、NPO 小地域福祉活動による有償支援の費用の負担、自宅の修繕など、緊急かつ一時的な支援を行う事業

(3) 福祉情報の提供

① 現状

福祉サービスや住民活動はその種類、量ともに増加している半面、 生活問題を抱える人は自分が使えるサービスや活動を自力で探し出 すことが難しくなっています。

ボランティア・市民活動団体や小地域福祉活動推進組織などはチラシやインターネットなどを活用して情報発信をしていますが、単独での情報発信には限界があります。

② 取り組みの方向

保健福祉サービスや活動の情報について、様々な媒体を通じて必要な人に届くよう、関係者が連携して情報提供体制を整備します。

③ 具体的な取り組み

ボランティア・	○団体の活動内容について、必要な人に情報が届く
市民活動団体	よう積極的に広報活動を行います。
小地域福祉活動	○子育て支援活動においては葉山町保健センター
推進組織	のパネル展示スペースを活用し、子育て中の親に
	対する情報提供を行います。
社会福祉協議会	○葉山町内で行われている住民主体の地域福祉活
	動について把握し、インターネットやガイドブッ
	ク、広報紙などを通じて情報提供を行います。
	○葉山町保健センターにて検診に訪れた乳幼児の
	親を対象に、住民主体の子育て支援活動に関する
	パネル展示の場を提供し、情報提供の支援を行い
	ます。
葉山町行政	○公的サービスの情報について様々な媒体を活用
	して、だれにでもわかりやすい情報提供を行いま
	す。
	○子育て支援活動の情報提供を支援するため、乳幼
	児健診の会場内に子育て支援情報の提供のため
	のスペースを提供します。

(4) 地域福祉の担い手の発掘と育成

① 現状

社会福祉協議会では、体験学習やボランティア講座などを通して担い手の発掘や育成を行っており、地域においても自主的な研修会を開催しています。そして、小地域福祉活動推進連絡会 (**15) やインフォーマル会議は次世代の担い手の育成の役割も期待されています。地域では、有資格者による専門性の高い住民活動が行われはじめている反面、担い手の高齢化や新しい担い手が見つからないなどの担い手不足に悩む団体があります。

(※15) 小地域福祉活動推進連絡会:小地域福祉活動推進組織などのネットワークの構築と次世代の担い手の育成を目的に、小地域福祉活動推進組織の関係者及び葉山町行政職員からなる組織で、社会福祉協議会に事務局を置き、情報交換、研修、地域福祉活動計画の策定及び進行管理の協力、社会福祉協議会の運営の協力を行う。

② 取り組みの方向

できるだけ多くの人が地域福祉活動に関心を持ち、参加の輪を広

げるために、地域福祉に関する啓発や人材育成を充実させます。また、地域に住む住民でありながら、専門性がある、活動時間が頻回な活動などの場合、一定の報酬を得るという新たな活動方法を取り入れて担い手の確保を行います。

小地域福祉活動	○身近な生活圏域において、地縁を通じて地域福
推進組織	祉活動に参加する担い手の発掘及び育成を行い
	ます。
ボランティア・	○団体の専門性を活かして地域の福祉課題の解決
市民活動団体	に取り組めるよう、会員確保を行うとともに、
	小地域福祉活動の担い手の育成に協力します。
社会福祉協議会	○様々な地域福祉活動の実施や参加に関する相
	談、ボランティアなどの活用に関する相談を受
	け、コーディネート機能を活かして活動の場を
	提供します。
	○地域の福祉課題に応じて担い手が必要な技術や
	知識を身につけるための養成研修を行います。
葉山町行政	○利用者負担を得られない専門性のある住民活動
	について、一定の報酬を得て活動する担い手を
	確保します。